

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

○熊本市富合商工会地区の立地

熊本市は中央区、北区、東区、西区、南区の5つの区に分かれており、当会が属する南区は、熊本市の南部に位置し、北は西区・中央区に、東は東区、嘉島町・甲佐町・御船町に、南は宇土市・宇城市に接している。南区の大部分は水田からなる農業の盛んな地域で、加勢川、緑川が東西に貫流し、加えて天明新川や浜戸川など多くの中小河川が区内を流れている。

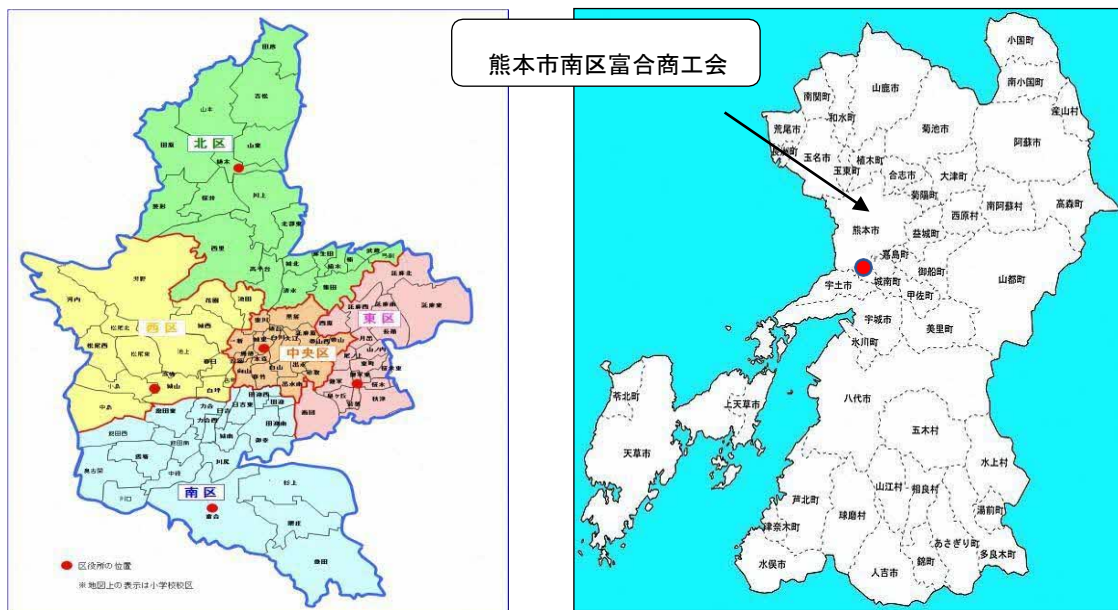
当会区域である富合町は昭和30年に、守富村と杉合村が合併し富合村として発足後、昭和46年に町制施行により下益城郡富合町（しもましきぐんとみあいまち）として誕生した。その後、平成20年10月6日に熊本市へ編入合併し、熊本市富合町が誕生すると同時に5年間「熊本市富合町合併特例区」が設置された。そして、平成24年4月1日に全国で20番目となる政令指定都市の誕生により、新たに熊本市南区富合町としてスタートを切った。

富合町は南区の中でも、さらに南に位置しており、面積は19.59km<sup>2</sup>と小さい。地理的には、熊本県の南北のほぼ中央部に位置し、町の中央には九州の大動脈である国道3号線とJR鹿児島本線、九州新幹線が南北に貫通している。

また、当会区域には、「熊本メタル工業団地」、「富合工業団地」があり、工業が盛んであるが、大半は熊本平野の一角をなす田園地帯であり、町の南東部は雁回山（木原山）などの森林地帯となっている。

熊本市には商工支援団体として、当商工会をはじめ、植木町・北部・託麻・天明・飽田・城南・河内商工会の8商工会と熊本商工会議所がある。

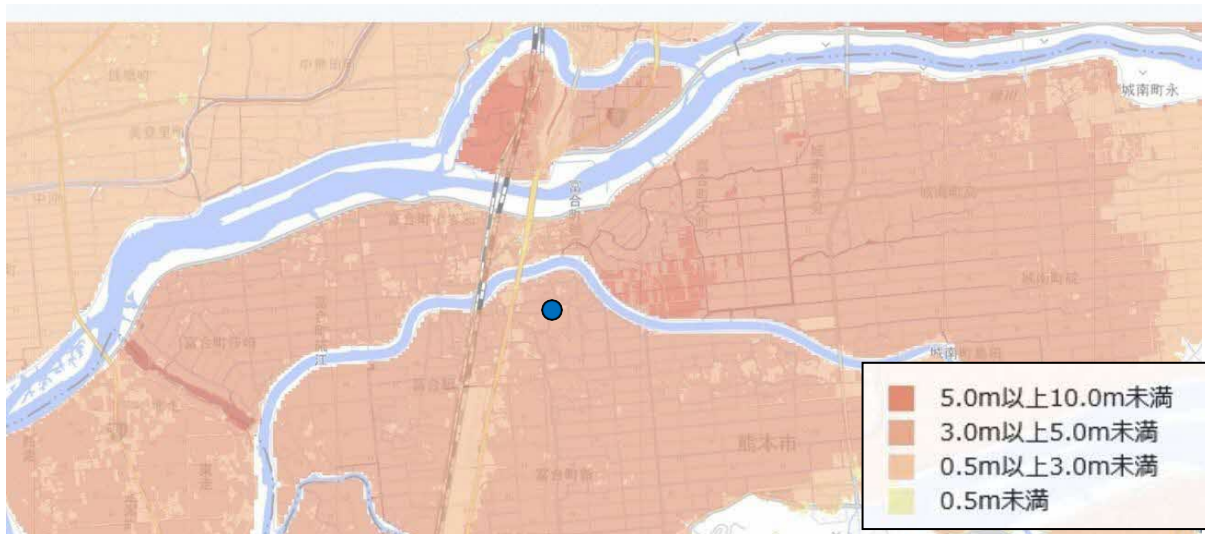
その中で、熊本市南区に属する富合・天明・飽田・城南商工会及び西区の河内商工会の5商工会で「熊本市西南部地区商工会広域連携」を形成し、この広域連携組織で熊本市西南部の商工業者の支援を行っている。



## 1.地域の災害リスク

### ○洪水（ハザードマップ）

富合地区では緑川・浜戸川の水位に注意が必要である。緑川水系は支川が多く、雨の降り方によって洪水氾濫の発生する地域が異なるため、警戒が必要である。富合地区の大部分が3.0m～5.0m未満の浸水、一部地区では5.0m～10.0mの浸水が予想されており、浸水被害は広範囲に及ぶ可能性が高い。

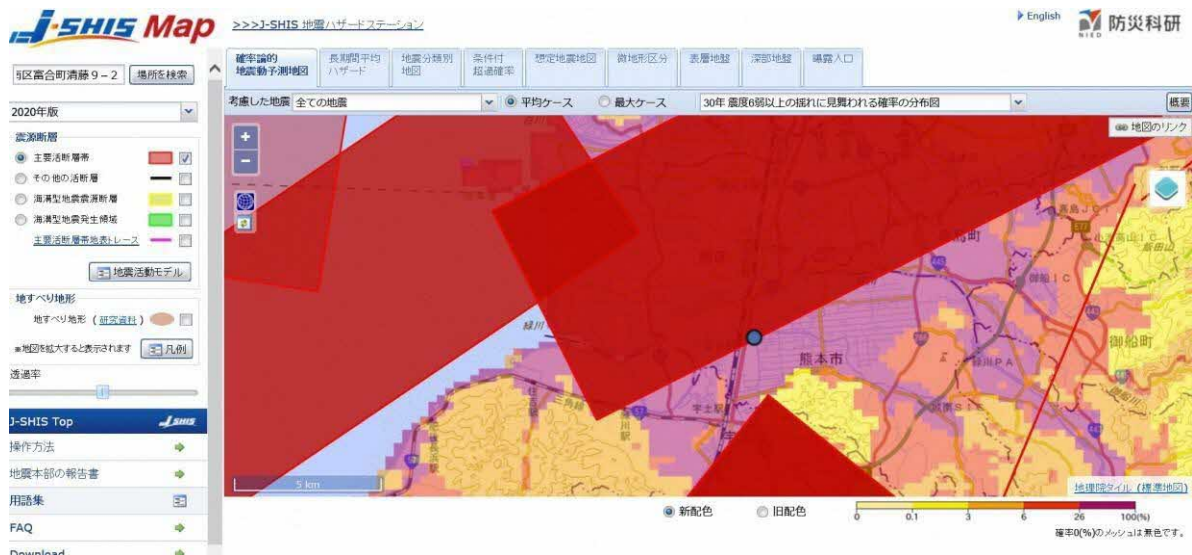


● 熊本市富合商工会

### ○地震（J-SHIS）

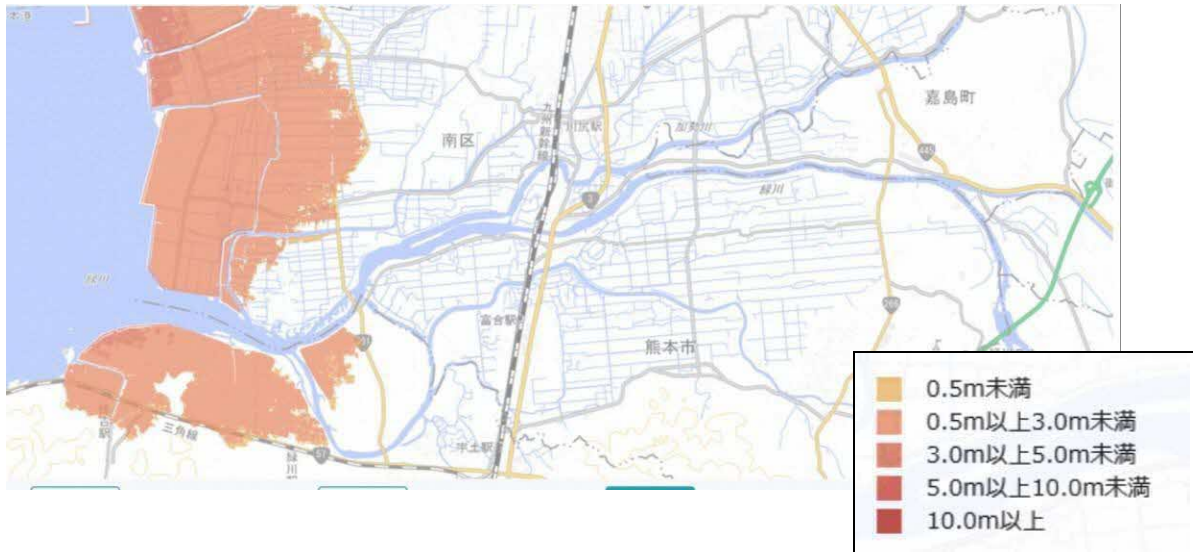
当会は、布田川断層帯宇土区間に面しており、当会付近では、今後30年以内に震度6弱以上の地震発生確率が37.5%（J-SHIS 地図参照）と予想されている。

また、地震による津波にも警戒が必要となっている。



○津波（ハザードマップ）

当市のハザードマップでは、当会への津波の影響は予想されていないが、当会地区の西側、有明海沿岸部では3.0m～5.0m未満の被害が予想されているため、津波情報に警戒が必要である。

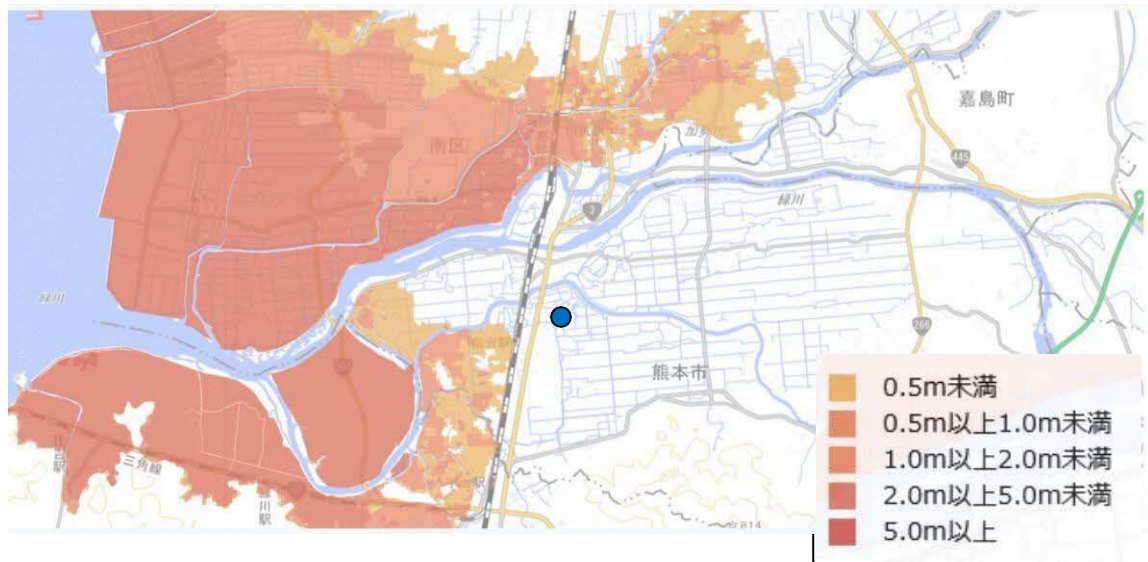


● 熊本市富合商工会

○高潮（ハザードマップ）

緑川の河口部や浜戸川付近では、高潮被害が発生しやすくなっており、沿岸部や川沿いで0.5m～5.0m未満の浸水被害が予想されている。過去には台風通過による高潮で避難勧告が出されるなどしており、浸水等の被害が出ている。

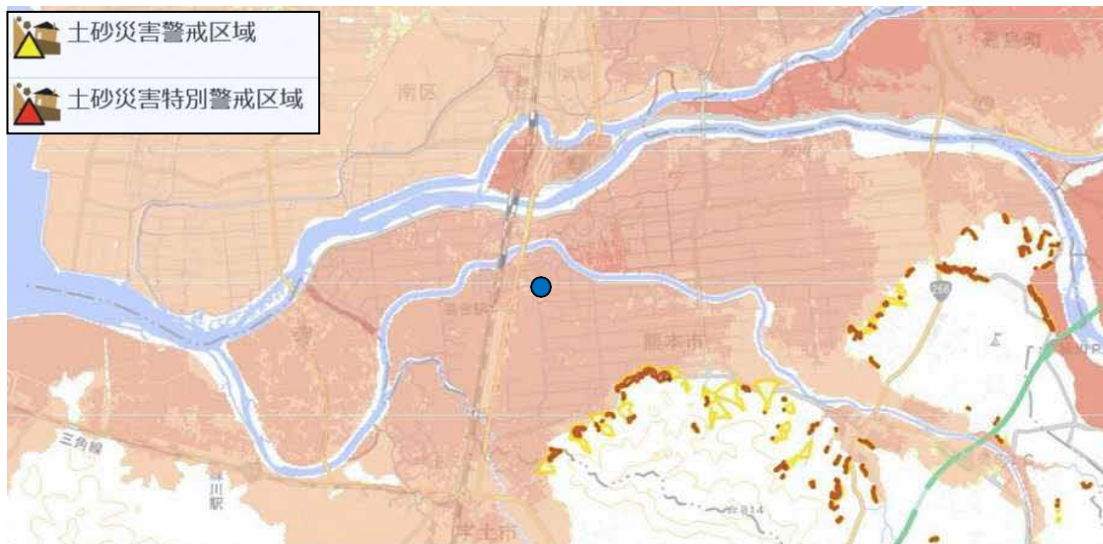
また、大潮の満潮と重なると高潮被害は更に拡大するケースがあることも踏まえて備えをしておく必要がある。



● 熊本市富合商工会

○土砂災害

当会地区の南東部に位置する雁回山（木原山）付近では土砂災害が予想されており、豪雨や長雨、地震の際に警戒が必要である。



● 熊本市富合商工会

○台風災害

例年、年に数回台風が通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害が予想される。近年は、台風の発生回数や上陸回数が増加傾向である。

○感染症

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように新規の感染症においては、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当会地区においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

2. 商工業者の状況 当会調査資料 令和3年（2021年）4月1日現在

- ・ 商工業者数 246者
- ・ 小規模事業者数 206者

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所立地状況等）
卸売・小売業	56	38	主に中心地域に分布
飲食	13	13	主に中心地域に分布
製造業	36	33	主に東地域に分布
建設業	54	54	主に東地域に分布
サービス・その他	87	68	主に全域に分布
合計	246	206	

### 3.これまでの取組

#### 1) 熊本市の取組

- ・地震ハザードマップ制作 平成23年(2011年)3月作成
- ・防災訓練の実施 平成29年(2017年)4月から毎年4月に実施
- ・地域防災計画の業務継続計画策定 平成30年(2018年)5月改定
- ・統合型ハザードマップ制作 令和2年(2020年)4月作成
- ・防災備品の備蓄(備蓄食料22万食、1日分)

#### 2) 熊本市富合商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・当会BCPの策定

## II 課題

現状では、緊急時の取組について当会BCPの中で漠然的な記載にとどまり、協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

また、地区内の小規模事業者においては、事業者BCP(もしくは事業継続力強化計画)の策定の必要性に関する認識がまだ低い現状が見られるため、事業者BCPの必要性を周知する必要がある。

### (1) 事業者BCP(又は事業継続力強化計画)策定の課題

当会地区は平成28年熊本地震により被害を受けているものの、BCP等を策定している事業者はごく一部の規模が大きな事業所に限られている。BCP等の策定に関する取組状況は啓発段階にあり、これらを支援する当会の取組も本格化していないのが実態であり、当市と当会との連携による取組強化の必要性が高まっている。

また、国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見があるため、小規模事業者向けとして事業継続力強化計画の策定支援が必要である。

### (2) 支援人材(経営指導員等)の課題

平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。また、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員も不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

支援者側のBCP等策定に関する知識を高め、支援スキルの向上や、事業継続の取組に関する専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

### (3) 感染症対策の課題

事業者BCPそのものの策定が少なく、感染症対策をBCPに落とし込んでいる事業所は、ほとんどないと思われる。よって、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨やアルコール消毒、手洗い・うがいの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性について周知する必要がある。

### III 目標

#### 1. 定性目標

上記のような現状、課題を踏まえ、小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、自然災害等への事前対策の必要性について周知を行う。

また、事後のいち早い復旧を支援するため、当会と当市が連携しながら小規模事業者の防災・減災対策について支援を強化することを目的に小規模事業者が事業を継続していくための経営力向上を進め、小規模事業者への防災・経営支援を伴走して取組んでいく。

そのような中、今後の大規模災害等が発生した場合を見据えた事業のあり方を踏まえ、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とする目標として以下のような取組を強化し、実行していく。

##### (1) B C P 策定の必要性の周知強化

当会より地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、保険等影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。

##### (2) 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。

##### (3) 事業者 B C P 策定の推進及び策定後のフォローアップの実施

地区内事業者を対象とした、事業継続力強化計画策定に関するセミナーを年に1回実施する。開催通知は、対象者への郵送及び当会と当市の広報紙やホームページ等で情報発信する。

事業所が策定した B C P（もしくは事業継続力強化計画）の取組状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うなどのフォローアップを実施する。

##### (4) 感染症発生における連携体制の構築

感染症発生時には「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と各段階の状況に応じて速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### 2. 定量目標

熊本市富合商工会	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	合計
①「普及・啓発」広報紙による周知	1回	1回	1回	1回	1回	5回
②小規模事業者 B C P 策定セミナー開催数	1回	1回	1回	1回	1回	5回
③小規模事業者 B C P 策定件数	3件	3件	3件	3件	3件	15件
④策定後翌年フォローアップ	—	1回	1回	1回	1回	4回
⑤職員向け B C P 策定支援研修参加 B C P 策定件数：経営指導員・経営支援員 1 名あたり 1 冊を策定目標とする。回						5回

5年間で15社の策定が実現すれば、管内小規模事業者206者の策定割合を約7.2%引き上げが可能である。

熊本市	目的	目標	
① 普及・周知	国など関係機関が実施するセミナーや支援策等の情報を広く周知する	メルマガ発信	複数回
② 計画策定支援	事業継続力強化計画策定支援を行う	セミナーの開催	年1回

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年(2022年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

本計画をもとに実施体制を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

地区内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、損害保険会社と連携し、BCP策定セミナーを開催する。年度事業計画に計画策定支援件数目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行う。

##### ①ハザードマップによるリスクの周知

巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。また、国や関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等のQRコード等を各事業者に対して周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

##### ②広報等による啓発活動

市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

##### ③リスク軽減のための損害保険などの提案の実施

事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

##### ④事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP(簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所を優先として、次のような普及啓発セミナー等を行う。

##### ・BCP策定支援研修(職員向け)

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

##### ・BCP策定セミナー(小規模事業者向け)

自社のリスク診断のほか、専門家(有識者)により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定セミナーを実施する。

##### ・個別策定支援事業(小規模事業者向け)

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスクを軽減するための具体的な対策を提案する。



### ⑤感染症対策に関する支援

- ・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。  
(<https://corona.go.jp/prevention>)
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT機器やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和3年6月に事業継続計画を策定。(別添) 近年、大規模自然災害が多発しているため、今後3年サイクルで更新する。

### 3) 関係団体等との連携

- ・事業継続の取組に関する専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当会と当市で、状況確認の共有や改善点等について協議する。

### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じて実施する)

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、熊本市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

## 2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。  
地震の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員が被災する等により応急対策ができない場合に、当市又は当会の応急的な役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

被害規模の目安は以下を規定する。

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。</li><li>・ 被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目立った被害の情報はない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

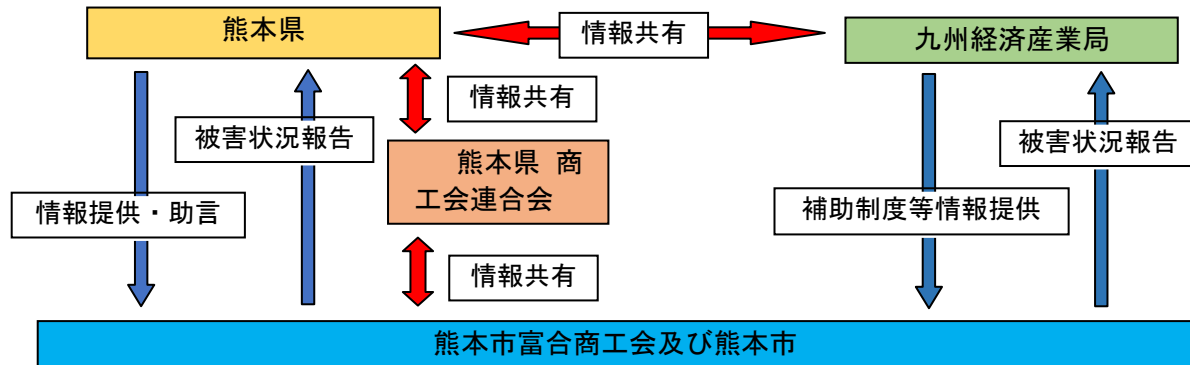
- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週目	1日に1回共有する
2週目～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	週に1回共有する

- ・ 感染症流行の場合、当市で取りまとめた「熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

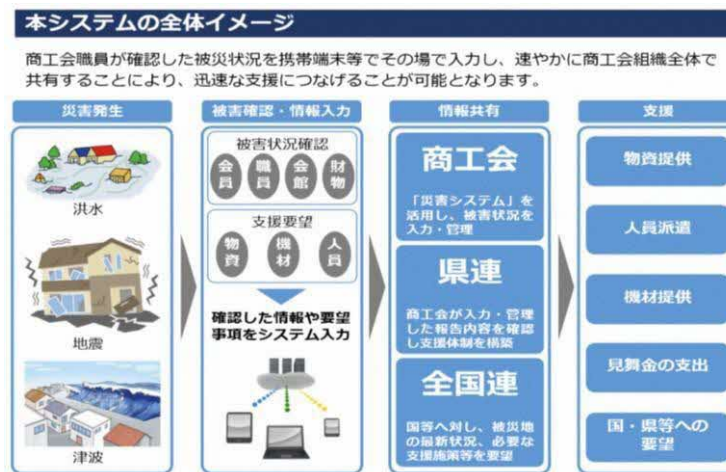
## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会宛てにメール又はFAX等にて当会又は当市より報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当市より熊本県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について当市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（当会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。ツールとして全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」を活用する。



- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又は、その恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

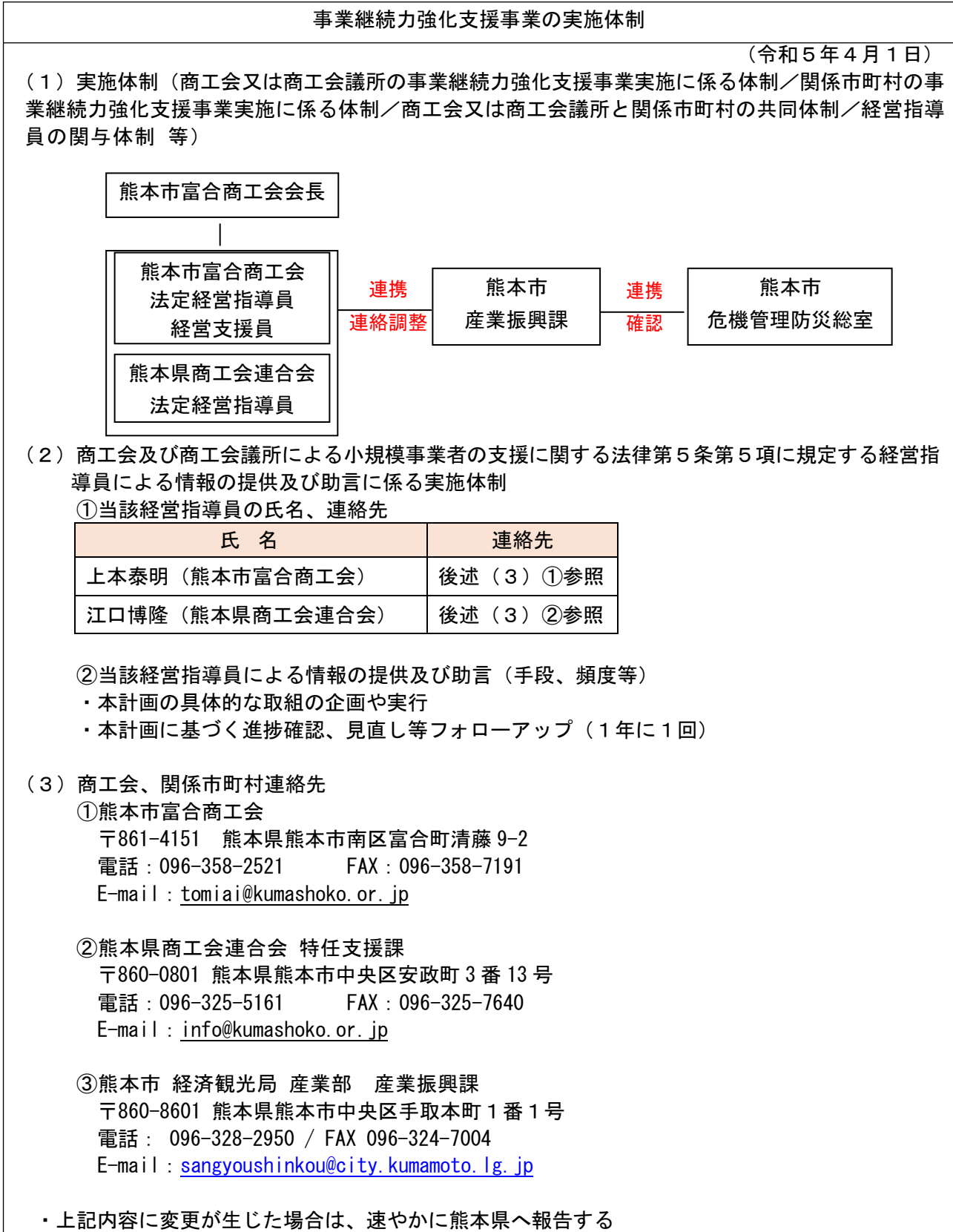
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・ 発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会及び当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

※上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、熊本県補助金、熊本市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等